

別表(第4条関係)

種類	事業の種類	事業内容	対象者	利用者負担額
第1号訪問事業	訪問型サービス (みなし)(指定事業者)	介護予防訪問介護相当サービス	要支援者又は事業対象者	サービス費の1割又は2割
第1号通所事業	通所型サービス (みなし)(指定事業者)	介護予防通所介護相当サービス	要支援者又は事業対象者	サービス費の1割又は2割
	通所型サービスA (委託事業者) (はつらつ教室・保健福祉センター型)	生活機能の低下が見られる者に健康運動指導士等による体操・レクリエーション 週1回、原則6月(最長1年間) 改善後は一般介護予防事業等へ移行	要支援者又は事業対象者	1,000円/月 若しくは、1クールあたりの利用料6,000円
	通所型サービスC (委託事業者) (はつらつ教室・事業所型・いこいの家型)	集中的な指導により機能回復見込みのある方又は退院直後等 体操・レクリエーション・送迎あり 週1~2回、1年間のうち原則3月(最長6月) 改善後、一般介護予防事業へ	要支援者又は事業対象者	2,000円/月 若しくは、1クールあたりの利用料6,000円

	通所型サービスC (委託事業者) (栄養改善教室)	低栄養状態がみられる方に管理栄養士等による栄養教室・栄養相談 6月・最大8回	要支援者又は事業対象者	2,000円/ 6月 (1クールあたりの利用料)
	通所型サービスC (委託事業者) (笑食笑食教室)	口腔機能の低下がみられる方に歯科衛生士等による教室・相談 4月・最大4回	要支援者又は事業対象者	1,000円/ 4月 (1クールあたりの利用料)
第1号介護 予防支援事業	介護予防ケアマネジメントA	原則的なケアマネジメント	指定事業所のサービスを利用する者	無料
	介護予防ケアマネジメントB	緩和されたケアマネジメント	多様なサービスのみを利用する者	無料
一般介護予 防事業	介護予防把握事業	相談業務等を通じ、支援を要する者を把握し、介護予防事業へつなげる。	65歳以上の高齢者	—
	介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及啓発を行う。	65歳以上の高齢者	—
	地域介護予防活動支援事業	委託事業 地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。	65歳以上の高齢者及びその支援のために活動に関わる	—

		者	
一般介護予防事業 評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証や一般介護予防事業の事業評価を行う。	65歳以上の高齢者	—
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職員の関与を促進する。	65歳以上の高齢者及びその支援のために活動に関わる者	—